

第3章 調査審議

平成17事務年度において、審査会で調査審議を行った事案は4件であり、その概要はそれぞれ以下のとおりである。

事案1

第37回審査会（平成17年9月13日開催）において、株式会社テスコンの財務書類に係る監査証明を行った公認会計士2名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行った。

調査審議の際には、事実の確認を求める質問がなされた後、量定等についての議論がなされた。その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成17年9月20日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

株式会社テスコンの財務書類に係る証券取引法に基づく監査証明（平成10年5月期）に関し、当該監査証明を行ったファースト監査法人（平成16年9月解散）の業務執行社員であった公認会計士に対し、本日（平成17年9月20日）、以下の懲戒処分を行った。

○公認会計士

（1）処分内容

業務停止9ヵ月（平成17年9月26日から平成18年6月25日まで）

（2）処分理由

株式会社テスコンの平成10年5月期の財務書類について、故意に及び相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして監査証明を行った。

○公認会計士

（1）処分内容

業務停止3ヶ月（平成17年9月26日から平成17年12月25日まで）

（2）処分理由

株式会社テスコンの平成10年5月期の財務書類について、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして監査証明を行った。

《事案の概要》

株式会社テスコンは、平成 10 年 5 月期決算において、(1) 偽造した船荷証券（以下「B／L」という。）等を基にした架空の輸出売上及び(2) 国内取引先 2 社に作成させた発注書及び受領書を基にした架空の売上、による架空利益が計上された虚偽の記載のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該公認会計士の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

（１）B／L 偽造による架空の輸出売上に係る監査について

- ① 公認会計士 1 名は、当該 B／L が偽造され、当該売上に係る出荷の事実がないと認識していたと認められるにもかかわらず、平成 10 年 5 月期の監査報告書において「適正意見」を表明したと認められる。
- ② 公認会計士 1 名は、B／L の真偽に疑念が認められる状況にありながら、当該 B／L と他の証憑類とを照合して確認すること等を怠り、平成 10 年 5 月期の監査報告書において「適正意見」を表明したと認められる。

（２）国内取引先 2 社に対する架空売上に係る監査について

サンプル出荷や期末最終日の多額の売上であったにもかかわらず、検収状況や売上の内容等について十分な確認を怠り、平成 10 年 5 月期の監査報告書において「適正意見」を表明したと認められる。

事案 2

第 53 回審査会（平成 18 年 3 月 28 日開催）において、株式会社エムティーシーアイ、株式会社ナナボシ及び株式会社サワコー・コーポレーションに係る監査証明を行った監査法人トーマツ及び同監査法人の関与社員であった公認会計士 7 名に対する懲戒処分等に関し、調査審議を行った。

調査審議の際には、事実の確認を求める質問がなされた後、量定等についての議論がなされた。その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 18 年 3 月 30 日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

株式会社エムティーシーアイ（以下「MTCI」とする。）、株式会社ナナボシ（以下「ナナボシ」とする。）及び株式会社サワコー・コーポレーション（以下「サワコー」とする。）が作成した各財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行った監査法人トーマツ及び同監査法人の関与社員であった公認会計士に対し、本日（平成 18 年 3 月 30 日）、下記の懲戒処分を行った。

記

1. 監査法人

（1）処分対象

監査法人トーマツ（所在地：東京都港区芝浦 4-13-23MS 芝浦ビル）

（2）処分内容

戒告

（3）処分理由

MTCI の平成 11 年 5 月期有価証券報告書、ナナボシの平成 10 年 3 月期から平成 13 年 3 月期有価証券報告書、サワコーの平成 10 年 7 月期及び平成 11 年 7 月期有価証券報告書にそれぞれ重大な虚偽があったにもかかわらず、各関与社員が相当の注意を怠ったことにより、重大な虚偽のないものとして証明した。

2. 公認会計士

【MTCI に係る（元）関与社員】

（1）処分対象

公認会計士 2 名

（2）処分内容

業務停止 3 ヶ月（平成 18 年 4 月 3 日から平成 18 年 7 月 2 日まで）

（3）処分理由

MTCIの平成11年5月期の財務書類に係る監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

【ナナボシに係る（元）関与社員】

（１）処分対象

公認会計士 ３名

（２）処分内容

・公認会計士１名について

業務停止１ヶ月（平成18年4月3日から平成18年5月2日まで）

・公認会計士２名について

業務停止３ヶ月（平成18年4月3日から平成18年7月2日まで）

（３）処分理由

ナナボシの平成10年3月期から平成13年3月期（公認会計士１名については、10年3月期のみ）の財務書類に係る監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

【サワコーに係る（元）関与社員】

（１）処分対象

公認会計士 ２名

（２）処分内容

業務停止２ヶ月（平成18年4月3日から平成18年6月2日まで）

（３）処分理由

サワコーの平成10年7月期から平成11年7月期の財務書類に係る監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

《事案の概要》

・MTCI事案の概要

直接金融による無借金経営を標榜していたMTCIは、その社会的信用を維持するため、平成11年5月期決算において、イ）決済見込みのない小切手による新株引受権付社債の払込みの仮装、ロ）見せ金増資、ハ）見せ金増資等のための借入・返済資金の差額を、「株式取得のための預託金」として投資未決算勘定に計上、して虚偽のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該公認会計士２名の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

- ① 新株引受権付社債の払込みに用いられた小切手は、払込の翌日に不渡りとなったが、不渡りとなった経緯や小切手が不渡りとなった際の社債代金払込の有効性等について、十分な検証や法律上の検討が行われていない。
- ② 増資の引受者が、増資払込の前日に新株引受権付社債の払込について不渡りを発生させているにもかかわらず、増資資金の調達経緯等を確認しておらず、また、MTCIが増資払込直後に多額の出金を行っているにもかかわらず資金

使途等を十分に確認していない。

- ③ 「株式取得のための預託金」に係る株式譲渡契約書等が期末には存在しなかったこと、取得しようとした株式に係る株券が発行であったこと等から、当該株式譲渡契約等の信憑性に疑いをもつべきところ、必要な手を怠っている。

・ ナナボシ事案の概要

ナナボシは下請けのX社と通謀して架空の水利組合等による灌漑工事を仮装。

ナナボシからX社に支払われた外注費を架空の水利組合等の名義を用いるなどして、ナナボシに対する完成工事代金として還流させ架空売上を計上し、虚偽のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該公認会計士3名の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

- ① 完成工事代金のうち一部が未収金となっているにもかかわらず、ナナボシが補助金交付事業と説明した工事について、補助金交付事業であることを十分に確認しておらず、また、相手先の財務内容や延滞理由などを十分に確認していない。
- ② 工事現場視察にあたり、現場の工事状況と書類上の工事内容との整合性を十分に確認していない。
- ③ X社からの外注費請求書に明細が記載されていない等の問題があったにもかかわらず、外注工事の内容等につき十分な確認手続を行っていない。

・ サワコー事案の概要

サワコーは工事進行基準を採用し、見積りを越える工事原価が発生した他の現場からの工事原価の付け替え、及び、工事原価の前倒し計上により、完成工事総利益を水増し、虚偽のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該公認会計士2名の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

- ① 工事着工前の発生原価累計額が多額になっている大規模工事が存在したにもかかわらず、工事着工前の原価発生状況について十分な監査を行っていない。また、同工事について、工事進行状況を示した工程表による検証を行っておらず、期末後、相当の期間が経過した後にはじめて現場視察を行っている。
- ② さらに、一部のマンション工事で工程表による検証及び現地視察により、多額の原価付け替えを発見した際、他の主要な工事についても同様の監査手続を行うべきところ、必要な手を怠ったと認められる。

事案 3

第 55 回審査会（平成 18 年 5 月 9 日開催）において、カネボウ株式会社に係る監査証明を行った中央青山監査法人及び同監査法人の関与社員であった公認会計士 3 名に対する懲戒処分等に関し、調査審議を行った。

調査審議の際には、事実の確認を求める質問がなされた後、量定等についての議論がなされた。その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 18 年 5 月 10 日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

カネボウ株式会社（以下「カネボウ」とする。）が作成した財務書類について、監査証明を行った中央青山監査法人及び同監査法人の関与社員に対し、本日（平成 18 年 5 月 10 日）、下記の処分を行った。なお、今後の手続の進行等に伴い、その他の関係者について、追加的な処分を行うことがある。

記

1. 監査法人

（1）処分対象

中央青山監査法人（所在地：東京都千代田区霞ヶ関 3－2－5 霞ヶ関ビル）

（2）処分内容

業務の一部停止 2 ヶ月（平成 18 年 7 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日まで）

[停止する業務]

証券取引法監査及び会社法（商法特例法）監査（法令に基づき、会社法（商法特例法）に準じて実施される監査を含む。）。ただし、一定の監査業務を除外するものとする。

（3）処分理由

カネボウの平成 11 年 3 月期、平成 12 年 3 月期、平成 13 年 3 月期、平成 14 年 3 月期及び平成 15 年 3 月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、同監査法人の関与社員は故意に虚偽のないものとして証明した。

2. 関与社員であった公認会計士

（1）処分対象

公認会計士 3 名

（2）処分内容

・公認会計士 2 名について

登録抹消

- ・公認会計士 1 名について

業務停止 1 年（平成 18 年 5 月 15 日から平成 19 年 5 月 14 日まで）

（3）処分理由

カネボウの平成 11 年 3 月期、平成 12 年 3 月期、平成 13 年 3 月期、平成 14 年 3 月期及び平成 15 年 3 月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、故意に虚偽のないものとして証明した（公認会計士 1 名については、平成 11 年 3 月期、平成 12 年 3 月期、平成 13 年 3 月期及び平成 14 年 3 月期、他の公認会計士 1 名については、平成 15 年 3 月期）。

事案 4

第 57 回審査会（平成 18 年 5 月 23 日開催）において、カネボウ株式会社に係る監査証明を行った中央青山監査法人の関与社員であった公認会計士 1 名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行った。

調査審議の際には、事実の確認を求める質問がなされた後、量定等についての議論がなされた。その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 18 年 5 月 24 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

カネボウ株式会社（以下「カネボウ」とする。）が作成した財務書類について、監査証明を行った中央青山監査法人の関与社員に対し、本日（平成 18 年 5 月 24 日）、下記の処分を行った。

記

（１）処分対象

公認会計士 １名

（２）処分内容

登録抹消

（３）処分理由

カネボウの平成 11 年 3 月期、平成 12 年 3 月期、平成 13 年 3 月期、平成 14 年 3 月期及び平成 15 年 3 月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、故意に虚偽のないものとして証明した。